

現行プランの重点課題ごとの取組状況と課題の抽出について

現在の「京都市民長寿すこやかプラン」に掲げている10の重点課題ごとの取組状況と各ワーキンググループで議論した課題の抽出についてとりまとめた。今後、各ワーキンググループを中心に、プランの見直しに向け、課題への対応等について具体的な議論を行っていく。

重点課題1：要援護高齢者及びその家族の生活支援

《取組方針》

要援護高齢者及びその家族の自立した生活を支援するため、必要な介護サービスを量と質の両面から確保するとともに、介護保険対象外サービスについても、居宅での介護を支援する観点から、引き続きサービスの充実に努めます。

【施策の方向性】

- 1 介護サービスの基盤整備の推進
- 2 介護保険対象外サービスの推進
- 3 高齢者を介護する家族への支援
- 4 日常生活圏域を考慮した居宅サービスの基盤整備

【主な取組状況】

1 介護サービスの基盤整備の推進

- 整備目標量を定めた特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び介護老人保健施設は、ほぼ目標量どおりの整備を予定している。

＜整備目標量と整備量＞

	17年度目標量	同整備見込量	達成率
特別養護老人ホーム	4,040 人分	4,038 人分	100.0%
介護老人保健施設	3,210 人分	3,114 人分	97.0%

- 特別養護老人ホームについては、入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、全室個室・ユニットケアを特徴とする小規模生活単位型特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、国が実施主体となって実施する個室・ユニットケア施設研修等事業に新たに開設する施設の管理者及び職員を派遣している。

また、既存施設の大部屋解消を順次進めている。

＜市内の小規模生活単位型特別養護老人ホーム（整備中を含む）＞

名 称	定員（人分）	開設年月
花友にしこうじ	70	16 年 3 月
つきかげ苑	70	16 年 8 月
ビハーラ十条（仮称）	100	17 年 2 月竣工予定
千本の家（仮称）	100	17 年 3 月竣工予定
京都市本能（仮称）	90	17 年 8 月竣工予定
あじさい苑（仮称）	100	17 年 9 月竣工予定
同和園	28	18 年 2 月竣工予定

※ 同和園の増床は 28 人分で、総定員は 288 人分となるが、既存建物も合わせて改修するため、小規模生活単位型の定員は 180 人分となる。

- 特別養護老人ホームに、真に入所の必要な方ができるだけ早く入所できるよう、京都市老人福祉施設協議会と共同して入所基準を策定し、各施設において運用している。
- 痴ほう性高齢者グループホーム（痴呆対応型共同生活介護）への事業者参入は進んでおり、サービス見込量を上回る定員となっている。

＜サービス見込量と設置数＞

16 年度サービス見込み量	同設置数 (16 年 7 月末現在)	設置数／見込量	同サービス利用実績 (16 年 4 月分)
317 人	363 人 (29 施設)	114.5%	412 人

2 介護保険対象外サービスの推進

- 高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、配食サービス助成事業、日常生活用具給付等事業、緊急通報システム事業、高齢者すこやか生活支援事業、短期入所緊急利用者援護事業、在宅要介護者歯科保健事業など、介護保険以外の高齢者保健福祉サービスを実施している。

＜各サービスの利用実績＞

事業名	利用実績
配食サービス助成事業	実施事業所数 33 箇所（16 年 3 月） 年間実配食数 330,359 食（15 年度）
日常生活用具給付等事業	失禁シート 1,402 件，自動消火器 257 件， 火災警報器 519 件など（15 年度）
緊急通報システム事業	稼動数 11,384 台（16 年 3 月末）
高齢者すこやか生活支援事業	年間延べ利用者数（15 年度） ホームヘルプ 5,224 人 デイサービス 295 人 ショートステイ 356 人
短期入所緊急利用者援護事業	5 施設 50 床 年間延べ利用数 9,914 人（15 年度）
在宅要介護者歯科保健事業	申込者数 51 人（15 年度）

- 介護保険施設以外の入所施設として，養護老人ホーム（8 施設，定員 565 名），ケアハウス（9 施設，定員 500 名），軽費老人ホーム A 型（1 施設，定員 50 名）がある。ケアハウスの整備目標量を 1,070 人分（19 年度）と定めているが，現在整備中（1 施設，定員 55 名）を含めて，半数程度に留まっている。

一方，有料老人ホームや「高齢者の居住の安定確保に関する法律」による高齢者向け優良賃貸住宅の整備相談が増加している。

3 高齢者を介護する家族への支援

- 高齢者を介護する家族への支援策として，家族介護用品給付事業，徘徊高齢者あんしんサービス事業，痴ほう性高齢者ホームケア促進事業などを実施している。
- 長寿すこやかセンターにおいて，家族介護支援策として，介護相談，痴ほうの介護入門講座，痴ほう性高齢者を支える家族交流会を実施している。

事業名	利用実績
家族介護用品給付事業	紙おむつ，尿とりパッド，介護用ねまきなど 13 品目 利用対象者数 1,845 人（15 年度）
徘徊高齢者あんしんサービス事業	登録者数 89 人（16 年 3 月末） 年間検索人数 157 人（15 年度） 年間検索回数 370 回（15 年度） 保護までの平均時間 32 分（16 年 3 月）

4 日常生活圏域を考慮した居宅サービスの基盤整備

- 日常生活圏域（概ね中学校区域）ごとに必要なサービスが充実するよう基盤整備に努めている。
- 山間地域において、通常の介護報酬では居宅サービスが行き届かない場合があることから、当該地域に住む高齢者にサービス提供を行う事業者に対して支援を行っている。

＜助成対象地域＞

行政区	助 成 対 象 地 域
北区	小野，大森，中川，杉阪，真弓，雲ヶ畑
左京区	大原（古知平以北の地域に限る），花脊，広河原，久多
右京区	嵯峨清滝，嵯峨水尾 梅ヶ畑，嵯峨嵯原，嵯峨越畑（清滝川以西の地域に限る）
西京区	大原野外畑町及び大原野出灰町の地域に限る
伏見区	陀羅谷の地域に限る

- 在宅で365日・24時間の安心を届けるため、日中の通い、一時的な宿泊、緊急時や夜間の訪問サービスなど、切れ目のないサービスを一体的・複合的に提供できる拠点である小規模多機能施設について調査・研究を行っている。今年度に京都府の助成を受け、モデル事業として1箇所整備する予定である。

【課題の抽出】

＜施設のあり方＞

- ◇ 小規模生活単位型施設（ユニットケア）の拡大に向け、施設にはソフト面でどのような取組が必要か。また、本市からはどのような支援策が考えられるか。
- ◇ 小規模多機能施設，痴ほう性高齢者グループホーム，介護保険3施設（特養，老健，療養型）等の機能分担をどのように考えていくべきか。また，それぞれどの程度の整備目標量を定めるか。
- ◇ 高齢者向け優良賃貸住宅の整備，民間事業者による有料老人ホームやケア付きマンションなどの参入が進む中，ケアハウスの役割をどのように捉え，今後，どの程度の整備目標量を定めるか。
- ◇ 国において養護老人ホームのあり方が検討されている中，本市の福祉施策，住宅政策の中でどのような位置付けを持たせていくべきか。

（次頁に続く）

<介護保険以外の在宅サービスのあり方>

- ◇ できるだけ在宅で生活をしていくため、介護保険以外の在宅サービスで不足しているサービスは何か。
- ◇ 保健・医療・福祉の一層の連携を図っていくため何が必要か。
- ◇ 在宅から施設、施設から在宅へのスムーズな移行を図るため何が必要か。

<家族への支援>

- ◇ 介護する家族の負担を軽減するため、有効な施策は何か。
- ◇ 遠方の家族の不安を軽減するとともに、積極的な関わりを持ってもらうために何が必要か。

重点課題2：痴ほう性高齢者対策の推進

《取組方針》

痴ほう性高齢者が、住み慣れた家庭や地域でできる限り在宅生活が送れるよう、痴ほう症についての理解、予防、早期発見・早期治療、介護方法の普及促進、相談体制の充実、高齢者の権利擁護対策など、多様な側面から取り組みます。

【施策の方向性】

- 1 痴ほう症に関する正しい理解の普及
- 2 痴ほう症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制の充実
- 3 介護する家族等への適切な看護・介護方法の普及と介護研修拠点の運営
- 4 関係機関の連携体制の確立
- 5 権利擁護対策の推進

【主な取組状況】

1 痴ほう症に関する正しい理解の普及

- 痴ほう症に関する知識や正しい理解の普及のため、長寿すこやかセンターで痴ほう介護の入門講座を開催している。

2 痴ほう症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制の充実

- 保健所・支所において、痴ほう症の原因の一つとなる動脈硬化症や脳卒中等の脳血管疾患の予防に関する知識の普及・啓発に取り組んでいるほか、精神保健福祉相談員や保健師が痴ほう性高齢者のいる世帯を訪問し、本人や家族に適切な助言を行っている。
- 長寿すこやかセンターで介護相談や法律相談を実施している。また、他の相談援助機関等で対応が困難な専門的問題について、併設する菊浜老人短期入所施設を活用しながら、援助方針等の助言を行う高齢者処遇相談事業を実施している。

3 介護する家族等への適切な看護・介護方法の普及と介護研修拠点の運営

- 保健所・支所や長寿すこやかセンター等で、痴ほう性高齢者を介護する家族を対象に、適切な看護・介護方法の普及を図っている。
- 長寿すこやかセンターで痴ほう介護の実践現場における課題を調査・研究するとともに、施設職員等の高齢者介護に携わる職員の知識・技術の向上を目指した専門的な各種研修を実施している。

4 関係機関の連携体制の確立

- 徘徊高齢者あんしんサービス事業を実施するとともに、京都府警察が実施している徘徊高齢者ＳＯＳネットワークに参加・協力している。

5 権利擁護対策の推進

- 権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等で構成する京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を開催している。
- 長寿すこやかセンターに権利擁護支援専門員を配置し、権利擁護相談を受け付ける専用窓口を開設した。また、権利擁護相談の手引きを作成し、関係機関に配布した。

＜京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワークの概要＞

設置年月	平成 13 年 1 月
協議事項	①権利擁護関係施策の総合調整と情報交換 ②課題別部会の総括運営 ③地域・区レベルにおける取組への支援・協力
構 成	関係諸団体 (21 団体), 学識経験者 (2 名), 京都市 (13 課 1 機関)
課題別部会のテーマ等	第 1 部会：権利擁護の問題を市民みんなのものに 第 2 部会：成年後見制度等の円滑な利用を目指して 第 3 部会：権利侵害の解決に向けて

<長寿すこやかセンターで実施している主な痴呆ほう性高齢者対策に関する事業>

事業名	概要
高齢者介護相談	痴呆ほうを中心とした介護の相談, 財産管理など法律問題に関する相談等について, 医師, 弁護士及び介護者の家族団体相談員等の専門スタッフによる相談窓口を設置。電話や来所による相談のほか, 電子メールによる相談も受け付けている。
痴呆ほう性高齢者を支える家族交流会	痴呆ほう性高齢者を介護する家族の, 介護に関する悩みの共有や情報交換, 介護のリフレッシュ等を目的とした交流会を開催。
処遇相談	地域の相談援助機関やサービス提供事業者において対応に困っている痴呆ほう性高齢者等への援助方法等について, 相談窓口を設置し, 専用スタッフ(医師, 介護職員等)が助言している。 また, 併設のショートステイの利用を通じて専用スタッフが状況を把握し, 具体的な対応方法等について検討を行う。
痴呆ほう介護実務者研修	痴呆ほう性高齢者を介護する職員等に対して, 痴呆介護に関する知識・技術の研修を行う。
介護指導者スキルアップ研修	介護サービス事業所等において指導的立場にある介護職員を対象として, 併設するショートステイにおける実習を中心とした研修を実施する。
痴呆ほうの介護入門講座	一般市民を対象として, 痴呆ほうに関する基礎的知識や対応方法についての研修を実施する。
高齢者権利擁護相談「高齢者110番」	虐待, 介護放棄, 親族や悪質方法による金銭詐取, 施設における身体拘束等, 権利侵害事例に関する相談を実施する。 また, 必要に応じて, 権利侵害の確認, 利害関係者との調整, サービス利用に係る調整・支援, 併設ショートステイへの緊急入所の調整等を行う。
成年後見セミナー	成年後見業務を行う親族を支援するとともに, 親族以外で後見業務を行う人材を養成するため, 後見業務に関する研修を行う。

【課題の抽出】

＜痴ほう症に関する正しい理解の普及＞

- ◇ 市民が痴ほう症を正しく理解し，予防，早期発見・早期治療につなげていくためにどのような取組が必要か。

＜痴ほう性高齢者を介護する家族への支援＞

- ◇ 多大な心身の負担が生じる家族へどのような支援を充実させていくべきか。

＜痴ほう高齢者に適した居宅サービス等＞

- ◇ 痴ほう性高齢者に適した居宅サービスが少ない。どのようなサービスを実施していくべきか。
- ◇ 痴ほう性高齢者を地域でどのように支えていくべきか。（地域の関係者のネットワークによる支援の方法）

＜痴ほう性高齢者への権利擁護対策＞

- ◇ 痴ほう性高齢者の権利擁護を推進するためにどのような取組が必要か。

＜痴ほう性高齢者を介護する職員の技術向上＞

- ◇ 痴ほう性高齢者を介護する職員の技術向上のためにどのような取組が必要か。
- ◇ 介護方法の標準化，方法論の確立・普及をどのように図っていくか

重点課題3：介護サービスの質的向上

《取組方針》

事業者による介護サービスの質的向上を目指す取組への支援，利用者や家族のニーズの実現への取組など，関係団体等との連携を更に強化しつつ，一層の質的向上に取り組めます。

【施策の方向性】

- 1 介護・看護技術の向上
- 2 利用者や家族のニーズの実現
- 3 介護サービスに係る市民参画の推進

【主な取組状況】

1 介護・看護技術の向上

- 介護サービスに携わる職員への研修等の取組として、長寿すこやかセンターにおいて、痴ほう介護実務者研修、高齢者介護専門研修、介護指導者スキルアップ研修、ホームヘルパー1級研修などを実施した。
- サービス事業者による「自己評価」と利用者や家族による「利用者評価」を組み合わせた介護サービス評価事業を実施し、利用者等に情報提供している。

＜介護サービス評価事業の参加事業者数（15年度）＞

指定事業者数	参加事業者数	参加率
1,443	495	34.3%

※ 対象サービスは、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリ、ショートステイ、介護保険施設

2 利用者や家族のニーズの実現

- 区役所・支所で市民からの苦情・相談の対応を行い、必要に応じて事業者への指導を行っている。市民から出された苦情・相談の内容を介護保険課で集約し、区役所・支所で開催している事業者連絡会で周知・啓発を行った。
- 介護相談員派遣事業について、これまでの介護保険施設への派遣に加え、痴ほう性高齢者グループホームへの派遣も開始した。

＜平成12年度からの延べ受入事業所数及び全事業所数に占める受入事業所数の割合＞
介護老人福祉施設10箇所(21.3%)、介護老人保健施設4箇所(13.8%)
介護療養型医療施設4箇所(12.1%)、痴呆対応型共同生活介護6箇所(20.7%)

3 介護サービスに係る市民参画の推進

- 市民しんぶんや冊子の作成・配布を通じて、介護保険制度について一層の普及・啓発を図った。

＜介護サービスの普及・啓発に関する冊子の作成＞

広報誌等	発行月	作成部数等
京都市民長寿すこやかプラン	15年3月	本冊5,000部、概要版10,000部
市民しんぶん4月号	15年4月	保険料額の改定、保険料減額制度等の周知 全戸配布

介護保険ミニガイド	15 年 4 月	改訂版 40,000 部
介護保険のしくみ	15 年 4 月	改訂版 50,000 部
すこやか進行中!	15 年 9 月	改訂版 70,000 部
	16 年 5 月	改訂版 90,000 部

【課題の抽出】

<介護・看護技術の向上>

- ◇ 介護サービスに携わる職員の質の向上を図るためには、職員研修の体系化をどのように構築していくか。

<標準となるべきサービスの質の確立>

- ◇ 標準となるべきサービスの質の確立のためにどのような取組が必要か。
- ◇ サービス利用の効果をどのように評価していくか。

<介護事故の事前予防のための取組>

- ◇ 介護事故の事前防止のためにどのような取組が必要か。

<痴ほう性高齢者グループホームの望ましいあり方>

- ◇ 痴ほう性高齢者グループホームについて、地域に開かれた適正な運営を確保するためにはどのような取組が必要か。

<利用者や家族のニーズの実現>

- ◇ 利用者や家族が、事業者の提供するサービス内容について、思いを伝え、ニーズを実現できるよう、利用者や家族に対しどのようなエンパワメント（力づけ）の取組が必要か。

重点課題 4：介護保険事業の適正かつ円滑な運営

《取組方針》

介護保険制度は市民の参画と理解が前提となる制度です。この前提のもと、事業の適正かつ円滑な運営のため、「利用者への支援」「市民の信頼の確保」「保険財政の安定的運営」を柱とする取組を推進します。

【施策の方向性】

- 1 利用者への支援
- 2 市民の信頼の確保
- 3 保険財政の安定的運営

【主な取組状況】

1 利用者への支援

- 介護サービスの利用方法や利用時の留意点等をわかりやすく紹介したガイドブック、サービス事業所の所在地や連絡先を示した介護保険事業者情報（エリアマップ）、介護サービス評価事業の結果の情報提供などを通じて、利用者支援を行った。
- サービス利用に係る低所得者への支援として、災害等の特別な事情による減免、社会福祉法人による利用者負担減免への助成などを行っている。

＜利用料の減免適用状況（平成 15 年度実績）＞

災害等の特別な事情による減免	1
社会福祉法人による利用者負担減免	424
訪問介護の利用料の減額（平成 16 年度までの経過措置）	5,505
介護保険施設での食費負担の減額	6,656
特別養護老人ホーム旧措置入所者の利用料・食費負担の減額（平成 16 年度までの経過措置）	2,118

※「災害等」以外は、平成 16 年 3 月末現在の減額認定証の発行数

2 市民の信頼の確保

- 介護給付適正化の取組として、介護タクシーの利用に関するリーフレットの作成、住宅改修費の支給に係る実地調査や受領委任払い制度における事前承認制度を実施している。
- 介護報酬の不正受給等の事案に対して、京都府や関係機関と連携を密にし、事業者の指定取消（京都府による）も含めて厳正に対処している。
- サービス事業者への支援として、介護支援専門員へのケアプラン研修、各区役所・支所での事業者連絡会での情報交換を行った。

＜研修等開催状況（15 年度）＞

ケアプラン研修	開催回数 4 回、受講者数 4 0 0 名
区・支所での事業者連絡会	全市開催回数 1 0 8 回

3 保険財政の安定的運営

- 保険財政の仕組や運営状況について、介護保険料納入通知書にリーフレット「京都市介護保険料のお知らせ」を同封し、第 1 号被保険者へ全戸送付する等、市民に広報

した。また、保険料の納付について、未納者に対して個々の状況に応じてきめ細かな納付相談を行った。

- 保険料の納付が困難な方への支援策として、本市独自の保険料減額の対象者の範囲を拡大した。

＜本市独自の保険料減額の適用者数＞

14 年度実績	945 人
15 年度実績	2,003 人

【課題の抽出】

＜自立支援につながる取組＞

- ◇ 介護予防の意識を高揚し、自立支援につながるサービスの利用支援等についてどのような取組が必要か。

＜介護支援専門員への支援＞

- ◇ 介護支援専門員が制度の要として役割を果たしていくためにはどのような取組が必要か。

＜市民の信頼の確保＞

- ◇ 介護保険制度に関する情報が行き届きにくい方へ情報を十分に伝えるためには、どのような取組が必要か。

＜介護給付の適正化＞

- ◇ 介護給付の適正化についてどのような取組が必要か。
- ◇ 適正なサービス利用について、市民の理解を得るためには、どのような取組が必要か。

重点課題5：介護予防の充実

《取組方針》

高齢者ができる限り、地域で、生きがいを持って健康な生活を送ることができるよう、疾病予防のほか、身体機能の低下予防、機能訓練の充実など、保健、医療、福祉の各分野が連携し、介護予防の積極的な推進に取り組めます。

【施策の方向性】

- 1 疾病予防等の健康保持増進対策の推進
- 2 虚弱高齢者への支援や寝たきり予防対策の推進

【主な取組状況】

1 疾病予防等の健康保持増進対策の推進

- 寝たきりや痴呆の原因となる脳卒中や転倒による骨折の予防等要介護状態にならないための運動や健康に関する正しい知識・技術の指導を、地域に出向いて行う地域出張型介護予防教室を実施している。

＜地域出張型介護予防教室（平成15年度）＞

開催回数	参加延人員
155回	4,531人

- 京都市健康増進センター（ヘルスピア21）において、高齢者の転倒による骨折等で寝たきりになることを予防するほか、運動不足の解消による生活習慣病を予防することを目的に、「京から始めるいきいき筋力トレーニング」を開発し、ビデオやパンフレットで普及啓発に努めている。また、このトレーニングを基本とした運動実技指導や疾病予防の知識、転倒予防の工夫等の講話により介護予防の重要性を意識づける転倒予防教室を展開している。
- 骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患であるとともに腰痛や脊椎変形の原因にもなることから、保健所・支所等で骨粗しょう症予防健康診査を実施している。

＜骨粗しょう症予防健康診査（平成15年度：保健所・支所）＞

受診者数	2,205人
------	--------

- 老人福祉センターにおいて、高齢者ニュースポーツ等普及促進活動、高齢者生活健康講座・相談を実施している。

2 虚弱高齢者への支援や寝たきり予防対策の推進

- 虚弱や閉じこもりがちで寝たきりへと移行する可能性がある高齢者等に対し、保健所・支所の保健師等による訪問指導を実施している。
- 市民自らが地域で自主的に、健康づくりや介護予防に取り組めることを推進するため、「高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座」を開始した。
- 地域型在宅介護支援センター、保健所・支所で介護予防アセスメントを行い、地域型在宅介護支援センターにおいて、個々の状態に応じた介護予防プランを作成している。

- 介護保険の要介護認定で「自立」と認定された方等に対して、健康チェックやレクリエーション等のサービスを提供する健康すこやか学級について、実施箇所数の拡充を図った。

＜健康すこやか学級＞

	地域数	箇所数
平成14年度末	47	117
平成15年度末	47	133

【課題の抽出】

＜介護予防のあり方＞

- ◇ 介護予防のために有効なサービスは何か。
- ◇ 介護予防を進めるためには、健康づくり，社会参加，生きがいくくり，生活環境の整備等広い視点で捉える必要があるのではないか。
- ◇ 介護予防のため，生活環境の向上をどのように図っていくか。

＜介護予防の展開＞

- ◇ 高齢期を生きがいをもって健康な生活ができるよう，市民ひとり一人が自発的に介護予防に取り組むためには，どのような働きかけが必要か。
- ◇ 介護予防の必要性を地域で啓発，定着させるためには，どのような取組が必要か。
- ◇ リハビリテーションの普及をどのように図っていくか。

重点課題6：健康づくりの推進

《取組方針》

高齢者が健康で，自立し，家庭や地域においていきいきと活動することができるよう，市民のそれぞれのライフステージに応じた壮年期からの主体的な健康づくりを支援します。

【施策の方向性】

- 1 健康づくりに関わる施策の充実
- 2 健康づくりのための基盤づくり

【主な取組状況】

1 健康づくりに関わる施策の充実

- 健康寿命の延伸等をめざした「京都市民健康づくりプラン」を推進するため、あらゆる機会を通じて普及啓発に取り組んでいる。また、受動喫煙防止対策実態調査や健康づくり事業コンテストの実施、食環境整備事業として食情報提供店「きょうと健康おもてなし」の普及に努めている。
- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、健康の保持増進や生活習慣病（高血圧、糖尿病、歯周疾患など）等の疾病の予防、早期発見のための各種保健事業を展開している。

＜主な保健事業＞

- ・健康の自己管理を促進するための健康手帳の交付
 - ・個々に応じた健康づくりのための健康相談
 - ・生活習慣の把握と疾病の早期発見・早期治療のための健康診査(基本健康診査、各種がん検診)
 - ・健康づくりの手法を提供する集団健康教育
 - ・生活習慣を改善する個別健康教育
 - ・生活習慣病予防のための訪問指導
- こころの健康づくりについて、こころの健康増進センターや保健所・支所において個別の相談に応じるとともに、知識の普及・啓発に努めている。

2 健康づくりのための基盤づくり

- 市民が健康づくりを主体的に進められるように京都市民健康づくりプラン推進会議を開催し、健康づくり運動がより展開するよう重要課題別に部会を設置している。
- 基本健康診査等の結果データをもとに、生活習慣病や要介護状態の予防等に活用することを目的として健康づくりシステムを利用し、効果的、効率的な保健事業に活用している。

【課題の抽出】

＜壮年期からの健康づくりの推進＞

- ◇ 壮年期における健康づくりを効果的、一体的に進めるために、地域、職域間の連携をどう図っていくべきか。
- ◇ 市民ひとり一人が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むためにはどのような働きかけが必要か。
- ◇ 市民ひとり一人の自己健康管理の意識を高め、健康診査及び各種がん検診の受診率を向上するためにはどのような働きかけが必要か。

重点課題 7：地域ケア体制の構築

《取組方針》

地域で高齢者を支援するため、地域ケアを構築する各種サービス提供機関をはじめとする社会資本の整備を進めます。また、高齢者が必要なサービスを円滑に利用できる体制を整備し、地域住民による自主的な活動の輪が広がるような仕組づくりに努めます。

【施策の方向性】

- 1 日常生活圏域の設定と社会資本の整備
- 2 地域ケア関係機関の有機的な連携
- 3 相談・情報提供体制の充実
- 4 地域住民による自主的な活動の推進
- 5 ひとり暮らし高齢者対策の推進

【主な取組状況】

1 日常生活圏域の設定と社会資本の整備

- 概ね中学校区域を一つの日常生活圏域として、地域型在宅介護支援センターや居宅介護支援事業者等の相談機関が利用できるよう、地域性に配慮して設置に努めている。
※「行政区別・高齢者保健福祉施設等の設置状況（NO. 2）」を参照

2 地域ケア関係機関の有機的な連携

- 今年度中にすべての区役所・支所に基幹型在宅介護支援センターを設置する予定をしている。このセンターでは、概ね中学校区域を基本とするブロックごとに地域ケア会議を順次開催し、高齢者サービスの総合調整等に努める。
- 各保健所に保健所運営協議会を設置し、地域保健活動推進のための具体的な問題や課題について協議・調整を行っている。
- 市民、保健福祉関係者、行政等が地域社会全体で福祉や保健等の地域の課題に取り組めるよう、「京・地域福祉推進プラン」を策定した。

3 相談・情報提供体制の充実

- 市民が福祉サービスを的確に選択・利用できるよう、サービス利用に関する情報の総合的な提供・相談を実施するため、区役所・支所の組織改正を行った。

4 地域住民による自主的な活動の推進

- 市民の福祉ボランティア活動を支援する中核的機能を持つ福祉ボランティアセンターを、NPOやボランティア団体等をはじめとする広範かつ公益的な市民活動を総合的に支援する市民活動総合センターを設置した。

5 ひとり暮らし高齢者対策の推進

- 緊急通報システム事業や配食サービス等の拡充を図るとともに、老人福祉員の増員（1,100人→1,200人）を行った。

【課題の抽出】

<日常生活圏域>

- ◇ 日常生活圏域をどの範囲で捉えていくべきか。

<地域ケア体制>

- ◇ 自助・共助・公助のそれぞれの機能を活性化し、連携を図っていくために何が必要か。
- ◇ 地域ケアについて、山間地域、都心部、郊外それぞれの状況を踏まえた支援策の検討が必要ではないか。
- ◇ 基幹型在宅介護支援センターにどのような役割を付加していくか。また、地域住民や関係機関とどのような連携を構築していくべきか。
- ◇ 地域型在宅介護支援センターがより機能的に活動するために何が必要か。

<市民による福祉活動>

- ◇ 市民の福祉活動を活性化するには何が必要か。

<ひとり暮らし高齢者への支援>

- ◇ ひとり暮らし高齢者が地域で安心して生活するために何が必要か。

重点課題8：高齢者が安心できる生活環境づくり

《取組方針》

高齢者が住み慣れた地域で自らの自立した生活ができるよう，福祉施策のみならず，住宅政策やまちづくり政策との連携を更に深め，ハード・ソフトの両面から高齢者の生活環境づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

- 1 高齢者が安心して生活できるすまいづくり
- 2 高齢者にやさしいまちづくり
- 3 防災・防犯対策の実施
- 4 交通安全対策の推進
- 5 消費者施策の推進

【主な取組状況】

1 高齢者が安心して生活できるすまいづくり

- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進を図るとともに，住宅に関するあらゆる相談に応じるすまいよろず相談を実施している。
- 高齢者が住宅を改修する際，その身体状況に応じた適切な改修ができるよう，介護支援専門員，建築士，大工，工務店等の連携体制の構築方策を検討した。また，住まいの改修に関わる専門家が共有しておきたい知識を取得し，連携を図るための情報源として活用できるよう「高齢者のための住まいづくりガイドブック」を作成・配布するとともに，「高齢者のための住宅改修」をテーマとした研修会（京都市介護支援専門員研修会）を開催した。
- 高齢者における所有不動産の活用（リバースモーゲージ等）に関する研究会を設置し，検討を行った。

2 高齢者にやさしいまちづくり

- 高齢者が住み慣れた地域で，安心して快適な生活ができるよう，ユニバーサルデザインの理念に基づき，公共交通機関，歩行環境，公共的建築物等のバリアフリー化を図るなど，高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進している。
- 市民の一人ひとりの多様な生き方が尊重された「安らぎのある暮らし」の実現に向け，社会全体で「ユニバーサルデザイン」の取組を推進していくため，今年度中の「ユニバーサル推進条例（仮称）」の制定に向け検討を進めている。

3 防災・防犯対策の実施

- 加齢に伴い、身体状況や判断力が低下し、災害や犯罪の犠牲になりやすい高齢者が安心して日常生活が送れるよう、自ら回避できるための知識の普及など、高齢者の保護・支援に努めている。

4 交通安全対策の推進

- 高齢化の進行に伴い、増加する高齢者の交通事故を防止するため、関係機関等との連携を図りながら、広報啓発や交通安全教育活動を中心に交通安全対策を推進している。

5 消費者施策の推進

- 悪質商法からの被害を未然に防止するため、啓発、相談、情報提供事業を中心とした施策を推進している。

【課題の抽出】

<高齢期の住まい>

- ◇ 高齢者の状態像に応じてどのような住まいが望ましいか。
- ◇ 福祉政策と住宅政策はどのような連携が必要か。

<まちづくり>

- ◇ 高齢者にやさしいまちづくりの視点として、どのようなことが考えられるか。
- ◇ 防災・防犯、交通安全、消費者保護、権利擁護などの面から、新たにどのような対策が考えられるか。

重点課題9：高齢者の社会参加の促進

《取組方針》

高齢期になっても、健康で生きがいを持って自己の生活を主体的、積極的に築いていくことができるよう、高齢者の社会参加を一層促進します。

【施策の方向性】

- 1 高齢者の自主的グループ活動の立ち上げと発展に対する支援
- 2 社会参加の場の提供
- 3 社会参加促進に向けた啓発

【主な取組状況】

1 高齢者の自主的グループ活動の立ち上げと発展に対する支援

- 老人クラブ活動への支援、老人クラブハウスの設置箇所の拡大、長寿すこやかセンターにおいて高齢者の自主的グループ活動への支援などを行った。

2 社会参加の場の提供

- 地域の高齢者の各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養のレクリエーションの実施など、様々な活動を実施する老人福祉センターについて、新たに洛西老人福祉センターを開所した。
- シルバー人材センターについて、会員数の増加や契約高の向上など事業拡大できるよう支援した。

＜シルバー人材センターの活動実績＞

年度(末)	会員数(人)	受注件数(件)	契約金額
13	3,212	13,061	9億36百万円
14	3,608	14,742	10億37百万円
15	4,107	17,595	11億75百万円

3 社会参加促進に向けた啓発

- 生涯学習総合センターにおいて、市民に様々な生涯学習情報を提供している。また、長寿すこやかセンターにおいても、民間・行政を問わず、生涯学習や社会参加活動等の情報を積極的に収集し、インターネット等を通じて総合的に情報提供している。

【課題の抽出】

＜生きがいづくり・社会参加＞

- ◇ 高齢者のニーズが多様化する中、生きがいづくりや社会参加をどのように促進していくべきか。行政の役割をどのように考えていくべきか。

＜所得保障＞

- ◇ 生きがいづくりや所得確保としての就労への支援をどうしていくか。
- ◇ 高齢期をより良く生活するため、フローとしての所得保障とストックとしての資産活用をどう考えていくか。

重点課題10：世代間の交流と理解の促進

《取組方針》

全ての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、高齢世代と若年世代とが交流を深め、世代間相互の理解が促進できるよう取り組みます。

【施策の方向性】

- 1 様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供
- 2 福祉教育の推進
- 3 人権意識の高揚

【主な取組状況】

1 様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供

- 本市や民間団体等が開催する様々な世代が共に参加できるよう多様なイベント等を活用し、世代間が交流できる機会の提供に努めている。

2 福祉教育の推進

- 中学校や養護学校において、福祉ボランティア等を体験する「生き方探求・チャレンジ体験」推進事業を実施するなど、世代を超えた福祉教育を推進している。

3 人権意識の高揚

- 世代間の理解の促進や高齢者問題を市民一人ひとりの課題として捉えられるよう、広報・啓発に努めた。
- 市民すこやかフェアをはじめ、各種イベントを通じて高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努めた。

【課題の抽出】

<世代間の交流と理解の促進>

- ◇ 共生社会を実現していくため、世代間の交流と理解を促進していくためにはどのような取組が必要か。

行政区別・高齢者保健福祉施設等の設置状況(No. 1)

	16. 7. 1現在										備考
	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	伏見区	合計
総人口(人)	125,013	83,607	168,399	99,975	42,295	137,010	74,534	97,878	195,456	285,518	1,465,984
前期高齢者	13,846	10,261	18,514	11,169	5,971	14,211	8,726	10,467	21,284	13,639	158,908
後期高齢者	12,414	9,941	16,810	10,390	5,854	10,895	8,551	7,886	16,083	9,658	129,463
計	26,060	20,202	35,324	21,559	11,825	25,106	17,277	18,353	37,367	23,297	288,369
高齢化率(%)	20.8	24.2	20.9	21.6	28.0	18.3	23.2	18.8	19.1	15.0	19.5
第1号被保険者	25,606	19,788	34,177	21,478	11,924	23,008	16,896	18,334	35,273	23,514	278,711
要支援	484	331	939	250	315	356	328	386	483	407	5,628
要介護1	1,684	1,350	2,067	1,454	825	1,375	1,166	1,230	2,057	1,321	17,781
要介護2	823	587	1,067	683	388	638	545	541	877	628	8,159
要介護3	602	550	916	538	308	525	423	402	715	505	6,895
要介護4	614	465	775	453	246	459	350	386	680	490	5,986
要介護5	765	427	620	404	247	411	338	371	524	445	5,369
計	4,972	3,710	6,384	3,792	2,327	3,765	3,150	3,316	5,336	3,796	49,818
出現率(%)	19.4%	18.7%	18.7%	17.7%	19.5%	16.4%	18.6%	18.1%	15.1%	16.1%	17.8%
特別養護老人ホーム	6	1	6	1	1	4	2	4	5	6	47
施設数(箇所)											
定員(人)	440	70	565	50	50	230	130	270	260	445	3,560
施設数(箇所)		2		1				1			5
定員(人)		170		90				100		128	488
介護老人保健施設	1		7	2		4	2	2	2	2	29
施設数(箇所)	100		702	173		395	113		175	236	2,846
施設数(箇所)								1			2
定員(人)	90							90			180
介護療養型医療施設	6	1	3	1	3	3	3	1	3	9	33
施設数(箇所)	296	60	132	35	222	730	183	10	290	1,244	3,202
定員(人)	5	1	5	1		5	1	3	3	4	29
施設数(箇所)	56	9	50	18		85	8		63	59	363
定員(人)	1		1		1			3		2	8
養護老人ホーム	50		60		90				195		565
施設数(箇所)	2		1	1		1					5
定員(人)	100		100	50		50				250	550
施設数(箇所)	2		2	1					1		6
定員(人)	159		51	75					300		585
ショートステイ(生活介護)	5	1	6	1	1	4	3	4	5	6	49
施設数(箇所)	84	30	100	3	4	21	70	24	21	37	595
定員(人)		1		1				1			4
施設数(箇所)		8		10				8			20
定員(人)											46
入浴サービス											2
施設数(箇所)	2	2	3	5	2	2	3	3	2	3	33
配食サービス		1	1	1		1	1	1	1	2	11
老人福祉センター					1	1	1	1	1	1	7
施設数(箇所)		1	1	1	2	1	1	1	1		7
老人いこいの家											
施設数(箇所)	88	151	144	103	113	63	182	89	98	79	1,231
単位老人クラブ										121	
老人園芸ひろば			4			1			6	5	17

合計は梅の木家25床を除く。

合計は梅ノ木家4床地を除く。

行政区別・高齢者保健福祉施設等の設置状況(No. 2)

	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	合計	備考
(参考)小学校数[市立]	19	9	26	9	9	13	12	13	21	18	35	184	
(参考)中学校数[市立]	6	4	11	6	3	6	6	5	10	8	14	79	
元学区数	19	17	24	23	11	13	23	14	19	17	33	213	
民生委員・児童員数(人)	238	191	333	203	145	207	211	203	305	215	445	2,696	
老人福祉員数(人)	111	103	150	102	76	88	92	86	125	70	197	1,200	
地域型在宅介護支援センター 施設数(箇所)	6	6	9	3	4	9	7	7	7	8	18	84	
(支援センター整備中) 施設数(箇所)				2					1			3	
訪問介護事業所 事業所数(箇所)	14	13	18	18	9	13	15	12	12	12	37	173	
訪問看護事業所 事業所数(箇所)	50	41	84	49	19	24	38	36	42	37	86	508	
通所介護事業所 事業所数(箇所)	22	12	15	7	6	10	7	11	12	10	27	139	
通所リハビリ事業所 事業所数(箇所)	3	7	14	10	2	6	9	2	7	6	16	82	
居宅療養管理指導事業所 事業所数(箇所)	203	162	288	214	87	143	155	108	214	161	300	2,035	
老人クラブハウス数	10	11	13	11	4	4	10	7	15	18	23	126	